

一般社団法人 文化財保存修復学会 寄付金取扱規則

制定 2017年12月19日

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人文化財保存修復学会（以下「当学会」という）が定款第34条に定める寄附金の受領に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人または非営利団体が使途を特定せずに寄付する寄付金
- (2) 特定寄付金 使途があらかじめ特定された寄付金

(受入基準)

第3条 当学会は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄付者が寄付金の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事長が当学会の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金等を受け入れることにより、当学会の業務、財政、又は名誉に負担または支障が生じると認められるとき。その他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(受入手続)

第4条 寄付金等を当学会に寄付しようとする者は、書面にて寄付金の申し込みを行う。

- 2 当学会は、前項により寄付金の申し込みを受領したときは、庶務担当理事により第3条の基準に該当しないことを確認し、理事会において受け入れの可否について審議する。
- 3 寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当学会の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金に係る結果の報告)

第6条 当学会は、寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載して、寄附金を受領したことをホームページ上で公開する。

(その他)

第7条 本規則に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、平成29年12月19日から施行する。